

令04原機（科保）063
令和4年6月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付け令03原機（科保）099をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更（補正）

令和4年3月31日付け令03原機（科保）099をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書の別表（原子炉施設保安規定 新旧対照表）を別紙1に改める。

なお、別紙1においては、令和4年2月10日付け原規規発第22021012号で認可を受けた原子炉施設保安規定に対して、以下の補正を含む全ての変更の内容を示す。

- (1) 施設管理に関する文書等の作成に係る要領の追加（第1編第17条表4.2.1）について、施設管理実施計画に関係がある文書とわかるように要領の名称を明確化する。
- (2) 修理及び改造計画、保守結果等の通知先及び報告先の適正化のための変更（第2編第42条の3、第3編第30条、第4編第12条、第5編第31条、第6編第16条、第7編第28条、第8編第14条、第9編第15条、第11編第26条及び第12編第8条）について、通知先及び報告先に係る記載を明確化する。
- (3) 記載の適正化を行う。

2. 補正の理由

施設管理実施計画に係る要領の名称並びに修理及び改造計画、保守結果等の通知先及び報告先に係る記載を明確化するため。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、改正後の第2編別図第1は、施行日以降、改正後の周辺監視区域境界に標識を設置した日から施行する。
- (2) この規定の施行日以降、STACYの棒状燃料貯蔵設備Ⅱに係る使用前検査合格証の交付を受けるまでの間は、棒状燃料貯蔵設備Ⅱにおける燃料の貯蔵を行わないものとする。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 1 編 総則

令和 4 年 6 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (30) (省略)</p> <p><u>(31) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</u></p> <p><u>(32) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</u></p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (28) (省略)</p> <p>(29) JRR-4管理課長は、施設管理者として、JRR-4の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、<u>核燃料管理者として、未使用燃料要素の管理及び区域管理者として、JRR-4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(30) ~ (39) (省略)</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者</p>	<p>第1編 総則</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (変更なし)</p> <p>(定義)</p> <p>第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (30) (変更なし)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第6条 (変更なし)</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (28) (変更なし)</p> <p>(29) JRR-4管理課長は、施設管理者として、JRR-4の廃止措置の管理並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、区域管理者として、JRR-4の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) ~ (39) (変更なし)</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質マネジメント活動と前項に掲げる者との関連は、別表第3に示すとおりとし、各職位は、品質マネジメントの考えのもとに各自が所掌する保安活動の業務を実施する。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者</p>	<p>用語の削除に伴う定義の削除</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う管理の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p> <p>第8条 ～ 第10条 (省略)</p> <p>第2節 委員会 (省略)</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (省略)</p> <p>第4節 独立検査組織 (省略)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画)</p> <p>第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメント計画】</p> <p>1. 目的 ～ 8. 評価及び改善 (省略)</p> <p>図4.1 品質マネジメントシステム体系図 (省略)</p> <p>図4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (省略)</p>	<p>が行う。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため分任施設管理者を置くことができ、分任施設管理者に係る業務等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>(2) 分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>5 同一の原子炉施設が複数の施設管理者によって運転されている場合における運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についても、これを準用する。</p> <p>第8条 ～ 第10条 (変更なし)</p> <p>第2節 委員会 (変更なし)</p> <p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (変更なし)</p> <p>第4節 独立検査組織 (変更なし)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画)</p> <p>第17条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメント計画】</p> <p>1. 目的 ～ 8. 評価及び改善 (変更なし)</p> <p>図4.1 品質マネジメントシステム体系図 (変更なし)</p> <p>図4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (変更なし)</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後					備考
表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					文書名の適正化
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニュアル	(省略)			4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)			
4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管理	(省略)			4.2.3 4.2.4	文書管理 記録の管理	(変更なし)			
5.1	経営者の関与	(省略)			5.1	経営者の関与	(変更なし)			
5.4.1	品質目標	(省略)			5.4.1	品質目標	(変更なし)			
5.5.4	内部コミュニケーション	(省略)			5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)			
5.6.1	マネジメントレビュー	(省略)			5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)			
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(省略)			6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)			
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711			原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711	
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712			原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712	
		原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713			原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713	
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714			原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714	
		原子力科学研究所保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715			原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715	
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長	(科)QAM-716			原子力科学研究所 PI 設定評価要領	所長	(科)QAM-716	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前			変更後			備考	
					原子力科学研究所施設管理実施計画に係る保全文書策定要領	所長 (科)QAM-717	施設管理実施計画に係る保全文書の策定に係る要領の追加
		保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710	保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長 (科保)QAM-710	
		放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710	放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長 (科放)QAM-710	
		工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710	工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長 (科工)QAM-710	
		研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710	研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長 (科研)QAM-710	
		臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710	臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長 (科臨)QAM-710	
		バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710	バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長 (科バ)QAM-710	
		原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710	原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長 (科検)QAM-710	
7.3	設計・開発	(省略)			(変更なし)		
7.4	調達	(省略)			(変更なし)		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	(省略)			(変更なし)		
8.2.2	内部監査	(省略)			(変更なし)		
8.2.4	検査及び試験	(省略)			(変更なし)		
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置等 未然防止処置	(省略)			(変更なし)		
第18条～第26条の3(削除)			第18条～第26条の3(削除)				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (省略)</p> <p>第4章の2 共通施設の管理 第30条の2 ～ 第30条の5 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第30条の6 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 共通施設の設計及び工事に関すること。 ハ 共通施設の巡視 (共通施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。 ニ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 共通施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 共通施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。 チ 共通施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 共通施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 危機管理課長は、第1項の施設管理実施計画並びに前項の設備保全整理表及び検査要否整理表について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第30条の7 危機管理課長は、共通施設について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第30条の8 (省略)</p>	<p>第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (変更なし)</p> <p>第4章の2 共通施設の管理 第30条の2 ～ 第30条の5 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第30条の6 危機管理課長は、共通施設について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 共通施設の設計及び工事に関すること。 ハ 共通施設の巡視 (共通施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。 ニ 共通施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 共通施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 共通施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。 チ 共通施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 危機管理課長は、前項の施設管理実施計画について、保安管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 保安管理部長は、前項の承認をしようとするときは、共通施設原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第30条の7 危機管理課長は、共通施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第30条の8 (変更なし)</p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第30条の6第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>第30条の6第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第30条の6第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>第30条の9 ～ 第30条の12 (省略)</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 ～ 第10章 記録及び報告 (省略)</p>	<p><u>(施設管理の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第30条の8の2 保安管理部長は、共通施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 保安管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第30条の9 ～ 第30条の12 (変更なし)</p> <p>第5章 核燃料物質等の運搬 ～ 第10章 記録及び報告 (変更なし)</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前						変更後						備考
別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						別表番号の変更に伴う適正化
区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		
				屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備					屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備	
廃棄物処理場	(省略)					廃棄物処理場	(変更なし)					
JRR-2	(省略)					JRR-2	(変更なし)					
JRR-3	(省略)					JRR-3	(変更なし)					
JRR-4	(1)原子炉本体 (2)原子炉冷却システム施設 (3)計測制御システム施設 (4)核燃料物質貯蔵施設 (5)原子炉格納施設 (6)その他利用施設及び特定施設以外の設備	(1)プール(実験設備) (2)中性子ビーム設備 (3)簡易照射筒 (4)散乱実験設備 (5)気送管照射設備 (6)その他実験利用設備	(1)受変電設備 (2)非常用電源設備 (3)通常排気設備 (4)液体廃棄設備	第6編別表第6(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第7に掲げる放射線測定機器	第6編別表第6に掲げる排気ダストモニタ	JRR-4	(1)原子炉本体 (2)原子炉冷却システム施設 (3)計測制御システム施設 (4)核燃料物質貯蔵施設 (5)原子炉格納施設 (6)その他利用施設及び特定施設以外の設備	(1)プール(実験設備) (2)中性子ビーム設備 (3)簡易照射筒 (4)散乱実験設備 (5)気送管照射設備 (6)その他実験利用設備	(1)受変電設備 (2)非常用電源設備 (3)通常排気設備 (4)液体廃棄設備	第6編別表第3(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第4に掲げる放射線測定機器	第6編別表第3に掲げる排気ダストモニタ	
NSRR	(省略)					NSRR	(変更なし)					
TCA	(省略)					TCA	(変更なし)					
FCA	(省略)					FCA	(変更なし)					
STACY	(省略)					STACY	(変更なし)					
TRACY	(省略)					TRACY	(変更なし)					
* : STACY及びTRACY共用 ** : STACY及びTRACY一部共用						* : STACY及びTRACY共用 ** : STACY及びTRACY一部共用						
別表第1の2 共通施設 (第3条・第30条の3・第30条の10関係) (省略)						別表第1の2 共通施設 (第3条・第30条の3・第30条の10関係) (変更なし)						
別表第2 非常事態 (第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係) (省略)						別表第2 非常事態 (第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係) (変更なし)						

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前												変更後												備考		
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)													別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)													
職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	職位	保安活動及び品質マネジメント活動	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー	
	理事長		○	-	-	-	-	-	-	-	○	-		○	理事長		○	-	-	-	-	-	-	-	○	
統括監査の職		○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	統括監査の職		○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	
監査プロセスの管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	監査プロセスの管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
研究所の管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	研究所の管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
安全・核セキュリティ統括本部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	安全・核セキュリティ統括本部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
安全管理部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	安全管理部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
契約部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	契約部長		○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
本部 (監査プロセスを除く。) の管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	本部 (監査プロセスを除く。) の管理責任者		○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
所長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	所長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	
原子力施設検査室長		○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	原子力施設検査室長		○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	
保安管理部長		○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	保安管理部長		○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	
安全対策課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	安全対策課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
危機管理課長		○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	危機管理課長		○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	
核物質管理課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	核物質管理課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
品質保証課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	品質保証課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
工務技術部長		○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-	工務技術部長		○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-	
技術管理課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	技術管理課長		○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
工務第1課長		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	工務第1課長		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
工務第2課長		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	工務第2課長		○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
放射線管理部長		○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	放射線管理部長		○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前											変更後											備考
線量管理課長	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	燃料要素の搬出完了に伴う 管理の削除
環境放射線管理課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
放射線管理第1課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
放射線管理第2課長	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計画調整課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
利用施設管理課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
研究炉技術課長	○	—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
JRR-3管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
JRR-4管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
NSRR管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
バックエンド技術部長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高減容処理技術課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
廃止措置課長	○	—	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ホット使用施設管理課長	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臨界技術第1課長	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臨界技術第2課長	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
*1: STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。											*1: STACYの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。											
別表第4 (削除)											別表第4 (削除)											
別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係) (省略)											別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係) (変更なし)											
別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育 (第32条関係) (省略)											別表第5の2 緊急作業従事者選定前教育 (第32条関係) (変更なし)											
別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練 (第33条関係) (省略)											別表第5の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練 (第33条関係) (変更なし)											

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前													変更後													備考																																																				
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)													別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)																																																																	
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																																																								
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	1						2	3	4	5	6	7	8	9	11	12																																															
1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理(試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録																									イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	11の2	30の2	<u>9</u>	27の2	13	14	25の2	7の2	イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	11の2	30の2	<u>15</u>	27の2	13	14	25の2	7の2	条番号の変更に伴う適正化																					
ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の4	37の2	22の7	8の2	27の2	<u>6</u> の3	24の7	6	7	22の8	4の13	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の4	37の2	22の7	8の2	27の2	<u>8</u> の2	24の7	6	7	22の8	4の13	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の5	37の3	22の8	8の3	27の3	<u>6</u> の4	24の3	10	11	22の3	4の14	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の6	37の4	22の9	8の4	27の4	<u>7</u> の4	24の4	23	22の4	5	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の6	37の4	22の9	8の4	27の4	<u>13</u> の4	24の4	23	22の4	5	条番号の変更に伴う適正化 記載の適正化
ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	8の5	27の6	<u>6</u> の6	24の6	9	10	22の6	4の16	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	8の5	27の6	<u>11</u> の6	24の6	9	10	22の6	4の16	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の7	22の6	8の6	27の7	<u>12</u> の7	24の7	22の7	10の7	4の17	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の2	37の7	22の6	8の6	27の7	<u>12</u> の7	24の7	22の7	10の7	4の17	条番号の変更に伴う適正化 施設管理の有効性評価の明確化による追加																
2. 運転記録																								イ～リ	(省略)																	イ～リ	(変更なし)																																			
ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	<u>28</u>	16	32	30	48	19	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	<u>29</u>	16	32	30	48	19	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	<u>29</u>	16	32	30	48	19	ヌ 警報装置から発せられた警報の内容 *2、*3	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間			23	20	19	<u>29</u>	16	32	30	48	19	条番号の変更に伴う適正化														
ル	(省略)															ル	(省略)																ル	(省略)																																												
3. 燃料体の記録(試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在し																3. 燃料体の記録(試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在し																	3. 燃料体の記録(試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在し																																													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前												変更後												備考
ない場合を除く。）	イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量	受渡しの数	施設管理者	施設管理者	10年間																	燃料要素の搬出完了に伴う変更		
						33 40	15	30 36	19	*4	28	*4												
ロ～ト	(省略)											ロ～ト	(変更なし)											
4.～11.	(省略)											4.～11.	(変更なし)											
<p>*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>*2：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>*3：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*4：当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>*5：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*6：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*7：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>																								
<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図（第6条関係） (省略)</p> <p>別図第2 敷地内通信連絡設備 (省略)</p>																								
<p>*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>*2：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>*3：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*4：当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>*5：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*6：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*7：JRR-2、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、FCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>																								
<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図（第6条関係） (変更なし)</p> <p>別図第2 敷地内通信連絡設備 (変更なし)</p>																								

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前		変更後		備考																																				
第2編 放射線管理		第2編 放射線管理		記載の適正化																																				
目次 (省略)		目次 (変更なし)																																						
第1章 放射線管理の業務 (省略)		第1章 放射線管理の業務 (変更なし)																																						
第2章 管理区域等の管理		第2章 管理区域等の管理																																						
第1節 管理区域 ~ 第2節 管理区域の出入管理 (省略)		第1節 管理区域 ~ 第2節 管理区域の出入管理 (変更なし)																																						
第3節 保全区域の管理 (保全区域の管理)		第3節 保全区域の管理 (保全区域の管理)																																						
第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。		第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保 全 区 域</th> <th>管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域</td> <td>本体施設 廃止措置課長</td> </tr> <tr> <td>第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域</td> <td>本体施設(使用済燃料貯蔵施設(北地区)を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設(北地区) 利用施設 特定施設 JRR-3管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第6編第10条に規定する JRR-4に係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 JRR-4管理課長 JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td>第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 NSRR管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第9編第3条に規定する FCAに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table>		保 全 区 域	管理を行う者		第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長	第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設(使用済燃料貯蔵施設(北地区)を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設(北地区) 利用施設 特定施設 JRR-3管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長	第6編第10条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 特定施設 JRR-4管理課長 JRR-4管理課長	第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 特定施設 NSRR管理課長 工務第1課長	第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第9編第3条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長	第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保 全 区 域</th> <th>管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域</td> <td>本体施設 廃止措置課長</td> </tr> <tr> <td>第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域</td> <td>本体施設(使用済燃料貯蔵施設(北地区)を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設(北地区) 利用施設 特定施設 JRR-3管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 JRR-4管理課長 JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td>第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 NSRR管理課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第9編第3条に規定する FCAに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> <tr> <td>第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域</td> <td>本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長</td> </tr> </tbody> </table>		保 全 区 域	管理を行う者	第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長	第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設(使用済燃料貯蔵施設(北地区)を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設(北地区) 利用施設 特定施設 JRR-3管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長	第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 特定施設 JRR-4管理課長 JRR-4管理課長	第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 特定施設 NSRR管理課長 工務第1課長	第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第9編第3条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長	第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長	第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長
保 全 区 域	管理を行う者																																							
第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長																																							
第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設(使用済燃料貯蔵施設(北地区)を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設(北地区) 利用施設 特定施設 JRR-3管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長																																							
第6編第10条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 特定施設 JRR-4管理課長 JRR-4管理課長																																							
第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 特定施設 NSRR管理課長 工務第1課長																																							
第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																							
第9編第3条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																							
第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																							
第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																							
保 全 区 域	管理を行う者																																							
第4編第4条に規定する JRR-2に係る保全区域	本体施設 廃止措置課長																																							
第5編第10条に規定する JRR-3に係る保全区域	本体施設(使用済燃料貯蔵施設(北地区)を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設(北地区) 利用施設 特定施設 JRR-3管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長																																							
第6編第5条に規定する JRR-4に係る保全区域	本体施設 特定施設 JRR-4管理課長 JRR-4管理課長																																							
第7編第8条に規定する NSRRに係る保全区域	本体施設 特定施設 NSRR管理課長 工務第1課長																																							
第8編第2条に規定する TCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																							
第9編第3条に規定する FCAに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第2課長 工務第1課長																																							
第11編第8条に規定する STACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																							
第12編第8条に規定する TRACYに係る保全区域	本体施設 特定施設 臨界技術第1課長 工務第1課長																																							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考
<p>2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入口口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 ～ 第7節 汚染された物品の管理（省略）</p> <p>第3章 被ばく管理 ～ 第4章 環境放射線の管理（省略）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の3（省略）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第37条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、<u>第1項の施設管理実施計画並びに前項の設備保全整理表及び検査要否整理表</u>について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入口口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 ～ 第7節 汚染された物品の管理（変更なし）</p> <p>第3章 被ばく管理 ～ 第4章 環境放射線の管理（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の3（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画の策定）</p> <p>第37条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、<u>前項の施設管理実施計画</u>について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第37条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ 第37条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第37条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第37条の6 (省略)</p> <p>(放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (省略)</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 (省略)</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第37条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第37条の6 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第37条の7 放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第28条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (変更なし)</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 (変更なし)</p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める施設管理実施計画並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める施設管理実施計画により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>項番号の繰上げ</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>第6編の条番号変更に伴う変更</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第37条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>第39条 ～ 第42条の2 (省略)</p> <p>(修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等)</p> <p>第42条の3 原子力施設検査室長は、第42条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>2 環境放射線管理課長は、前項の通知を受けたときは、その結果を放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該修理及び改造に関係のある部長及び原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 (省略)</p>	<p>第39条 ～ 第42条の2 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造並びに使用前事業者検査の報告等)</p> <p>第42条の3 原子力施設検査室長は、第42条の2第5項の確認を受けたときは、その<u>検査結果</u>を環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>2 環境放射線管理課長は、<u>第42条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前項の検査結果の通知を受けたときは</u>、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、<u>当該使用前事業者検査に関係のある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、当該<u>使用前事業者検査</u>に関係のある部長及び原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第25 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>報告及び通知対象の明確化</p> <p>通知対象の適正化</p> <p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 周辺監視区域</p>	<p>別図第1 周辺監視区域</p>	<p>東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
別記様式第1 ～ 別記様式第6 (省略)	別記様式第1 ～ 別記様式第6 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第22条の7 ～ 第22条の8 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第22条の9 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、設備の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、</p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第22条の7 ～ 第22条の8 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第22条の9 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p>2 前項において、設備の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければ</p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第22条の9第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第22条の9第2項の削除に伴う変更</p> <p>第22条の9第2項の削除に伴う変更及</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 バックエンド技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第4項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第22条の10 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第22条の11 （省略）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p>第22条の12 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第23条～第29条の2 （省略）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第30条 原子力施設検査室長は、第27条第5項の確認及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第29条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第15に掲げる</u></p>	<p>ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>6 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第3項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第22条の10 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第22条の11 （変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p>第22条の12 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第23条～第29条の2 （変更なし）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第30条 原子力施設検査室長は、第27条第5項の確認を受けたときは、<u>その検査結果を放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第27条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長はバックエンド技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第22条の9第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>ところにより、報告又は通知</u>しなければならない。</p> <p><u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> バックエンド技術部長は、第2項の報告<u>及び</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第30条の2 （省略）</p> <p>第4章 異常時の措置 ～ 第7章 記録及び保存 （省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 （省略）</p>	<p><u>3</u> 第29条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長はバックエンド技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> バックエンド技術部長は、第2項<u>及び</u>第3項の報告<u>並びに</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第30条の2 （変更なし）</p> <p>第4章 異常時の措置 ～ 第7章 記録及び保存 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 （変更なし）</p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前				変更後		備考
別表第15 保守結果の報告（第30条関係）				別表第15 (削除)		第30条の変更に伴う別表第15の削除
報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先			
放射性廃棄物 管理第1課長	定期事業者検査	第27条に定める検査が終了したとき。	バックエンド技術 部長			
	放射性廃棄物 管理第2課長	修理及び改造並び に使用前事業者検査		第29条第2項の定めにより 放射性廃棄物管理第1課 長、放射性廃棄物管理第2 課長及び高減容処理技術課 長が作成した修理及び改造 計画に基づく作業並びに使用 前事業者検査が終了した とき。		
高減容処理技 術課長						
工務第1課長	定期事業者検査	第27条に定める検査が終了したとき。	工務技術部長 放射性廃棄物 管理第1課長 放射性廃棄物 管理第2課長			
	修理及び改造並び に使用前事業者検査	第29条第2項の定めにより 工務第1課長が作成し た修理及び改造計画に基 づく作業並びに使用前事 業者検査が終了したとき。				
放射線管理第 2課長	定期事業者検査	第27条に定める検査が終了したとき。	放射線管理部長 放射性廃棄物 管理第1課長 放射性廃棄物 管理第2課長 高減容処理技術課長			
	修理及び改造並び に使用前事業者検査	第29条第2項の定めにより 放射線管理第2課長が 作成した修理及び改造計 画に基づく作業並びに使用 前事業者検査が終了し たとき。				
別表第16 ～ 別表第21 (省略)				別表第16 ～ 別表第21 (変更なし)		
別図第1 ～ 別図第4 (省略)				別図第1 ～ 別図第4 (変更なし)		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第4編 JRR-2の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第4編 JRR-2の管理</p> <p>目 次 (省略)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 特定施設の運転管理 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第8条の2 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第8条の3 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p>	<p>第4編 JRR-2の管理</p> <p>目 次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 特定施設の運転管理 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第8条の2 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第8条の3 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第8条の3第1項ロ及びニと重複しているため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>3 廃止措置課長は、<u>第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、<u>第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>6 廃止措置課長は、<u>第3項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>2 廃止措置課長は、前項の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを<u>変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>3 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、<u>第2項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>5 廃止措置課長は、<u>第2項の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>第8条の3第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p>
<p>(保全活動の実施)</p> <p>第8条の4 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第8条の4 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>第8条の3第2項の削除に伴う変更</p>
<p>第8条の5 (省略)</p>	<p>第8条の5 (変更なし)</p>	
	<p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第8条の6 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-2(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)</u>について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、<u>所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>
<p>第9条 ～ 第11条の2 (省略)</p> <p>(保守結果の報告等)</p>	<p>第9条 ～ 第11条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p>	
<p>第12条 原子力施設検査室長は、<u>第9条第5項の確認及び前条第5項の確認を受けたときは、廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>第12条 原子力施設検査室長は、<u>第9条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 廃止措置課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第9条の定期事業者検査が終了したとき、第11条の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第4に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 バックエンド技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第13条（省略）</p> <p>第4章 異常時の措置 ～ 第7章 固体廃棄物の保管（省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第3（省略）</p>	<p>い。</p> <p>2 第9条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、廃止措置課長はバックエンド技術部長に、工務第2課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 第11条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、廃止措置課長はバックエンド技術部長に、工務第2課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第13条（変更なし）</p> <p>第4章 異常時の措置 ～ 第7章 固体廃棄物の保管（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第3（変更なし）</p>	<p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

変更前				変更後	備考	
別表第4 保守結果の報告 (第12条関係)				別表第4 (削除)	第12条の変更に伴う別表第4の削除	
報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先			
廃止措置課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	バックエンド技術部長			
	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき				
工務第2課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	工務技術部長 廃止措置課長			
	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき				
放射線管理第1課長	定期事業者検査	第9条に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 廃止措置課長			
	修理及び改造並びに使用前事業者検査	第11条第2項に定める修理及び改造に基づく作業並びに使用前事業者検査が終了したとき				
別表第5 ～ 別表第9 (省略)						別表第5 ～ 別表第9 (変更なし)
別図第1 ～ 別図第2 (省略)						別図第1 ～ 別図第2 (変更なし)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第5編 JRR-3の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3 の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第5編 JRR-3の管理 目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第27条の2 ～ 第27条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第27条の4 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。) に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p><u>4 JRR-3管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及</u></p>	<p>第5編 JRR-3の管理 目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第27条の2 ～ 第27条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第27条の4 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。) に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第7条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</u></p> <p><u>3 JRR-3管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第27条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第27条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第27条の4第2項の削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3 の管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>び検査要否整理表</u>を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>7 JRR-3管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第27条の5 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画<u>並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第27条の6 (省略)</p> <p>第28条～第30条の2 (省略)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第31条 原子力施設検査室長は、第28条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>その結果をJRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、第28条の定期事業者検査を終了したとき、第2編第41条の定めにより通知を受けたとき、並びに第30条の修理及び改造計画の作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第20に掲げるところにより、報告又は通知</u>しなければならない。</p>	<p>器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第27条の5 JRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第27条の6 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第27条の7 <u>研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-3(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第28条～第30条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第31条 原子力施設検査室長は、第28条第5項の確認を受けたときは、<u>その検査結果をJRR-3管理課長、工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長及び放射線管理第1課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に係る課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>第28条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>JRR-3管理課長は、第2編第41条に係る検査結果の通知を受けたときは、研究炉</u></p>	<p>に伴う変更及び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第27条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3 の管理)

変更前	変更後	備考																				
<p><u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第32条 ～ 第32条の3 (省略)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 ～ 第9章 固体廃棄物の保管 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第19 (省略)</p> <p>別表第20 <u>保守結果の報告 (第31条関係)</u></p>	<p><u>加速器技術部長へ報告しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 第30条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>6</u> 研究炉加速器技術部長は、第2項、第3項及び第4項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第32条 ～ 第32条の3 (変更なし)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 ～ 第9章 固体廃棄物の保管 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第19 (変更なし)</p> <p>別表第20 <u>(削除)</u></p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p> <p>第31条の変更に伴う別表20の削除</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告者</th> <th>報告事項</th> <th>報告時期</th> <th>報告又は通知先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">JRR-3 管理課長</td> <td>定期事業者検査</td> <td>第28条第5項に定める検査が終了したとき 第2編第41条に定める通知を受けたとき</td> <td rowspan="2">研究炉加速器技術部長</td> </tr> <tr> <td>修理及び改造</td> <td>第30条第2項の定めによりJRR-3管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工務第1課長</td> <td>定期事業者検査</td> <td>第28条第1項に定める検査が終了したとき</td> <td rowspan="2">工務技術部長 JRR-3 管理課長</td> </tr> <tr> <td>修理及び改造</td> <td>第30条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき</td> </tr> <tr> <td>利用施設管理課</td> <td>定期事業者検査</td> <td>第28条第1項に定める検査が</td> <td>研究炉加速器技術</td> </tr> </tbody> </table>	報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	JRR-3 管理課長	定期事業者検査	第28条第5項に定める検査が終了したとき 第2編第41条に定める通知を受けたとき	研究炉加速器技術部長	修理及び改造	第30条第2項の定めによりJRR-3管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき	工務第1課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	工務技術部長 JRR-3 管理課長	修理及び改造	第30条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき	利用施設管理課	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が	研究炉加速器技術		
報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先																			
JRR-3 管理課長	定期事業者検査	第28条第5項に定める検査が終了したとき 第2編第41条に定める通知を受けたとき	研究炉加速器技術部長																			
	修理及び改造	第30条第2項の定めによりJRR-3管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき																				
工務第1課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	工務技術部長 JRR-3 管理課長																			
	修理及び改造	第30条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき																				
利用施設管理課	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が	研究炉加速器技術																			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第5編 JRR-3 の管理)

変更前				変更後	備考
長		終了したとき	部長		
	修理及び改造	第30条第1項及び第2項の定めにより利用施設管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき	JRR-3 管理課長		
研究炉技術課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	研究炉加速器技術 部長 JRR-3 管理課長		
	修理及び改造	第30条第2項の定めにより研究炉技術課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき			
放射線管理第1課長	定期事業者検査	第28条第1項に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 JRR-3 管理課長		
	修理及び改造	第30条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第30条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき			
別表第21 ～ 別表第32 (省略)				別表第21 ～ 別表第32 (変更なし)	
別図第1 (その1) ～ 別図第9 (省略)				別図第1 (その1) ～ 別図第9 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第6編 JRR-4の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第6編 JRR-4の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条-第6条)</p> <p>第1章の2 廃止措置管理(第6条の2)</p> <p>第2章 保守管理(第6条の3-第11条)</p> <p>第3章 未使用燃料要素の管理(第12条-第15条)</p> <p>第4章 プールの管理(第16条・第17条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置(第18条・第18条の2)</p> <p>第2節 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置(第19条・第20条)</p> <p>第3節 プールに異常を認めた場合の措置(第21条・第22条)</p> <p>第4節 地震後の措置(第23条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第24条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第25条)</p> <p>第6章 放射線管理(第26条-第28条)</p> <p>第7章 保安教育(第29条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管(第30条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ~ 第2条 (省略)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 JRR-4管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-4管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(2) 異常時の措置に関する事項</p> <p><u>(3) 未使用燃料要素の管理に関する事項</u></p> <p>(4) 廃止措置に関する事項</p> <p>2 利用施設管理課長は、利用施設に関し、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項について定めたJRR-4利用施設管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、JRR-4廃止措置施設保安主務者(以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項及び第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(3) 第8条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p>	<p>第6編 JRR-4の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則(第1条-第6条)</p> <p>第2章 廃止措置管理(第7条)</p> <p>第3章 保守管理(第8条-第17条)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第4章 プールの管理(第18条・第19条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置(第20条・第21条)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第2節 プールに異常を認めた場合の措置(第22条・第23条)</p> <p>第3節 地震後の措置(第24条)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置(第25条)</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置(第26条)</p> <p>第6章 放射線管理(第27条-第29条)</p> <p>第7章 保安教育(第30条)</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管(第31条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 ~ 第2条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 JRR-4管理課長は、本体施設等に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-4管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(2) 異常時の措置に関する事項</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3) 廃止措置に関する事項</p> <p>2 利用施設管理課長は、利用施設に関し、前項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項について定めたJRR-4利用施設管理手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認をしようとするときは、JRR-4廃止措置施設保安主務者(以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第1項及び第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第4条 研究炉加速器技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJRR-4の年間管理計画(以下この編において「年間管理計画」という。)を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(3) 第14条第2項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p>	<p>章・条番号の繰下げ</p> <p>章・条番号の繰下げ</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う削除</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う削除</p> <p>節番号の繰上げ及び</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第6条 JRR-4管理課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵、特定施設の運転を行うための鍵及び<u>燃料貯蔵庫の鍵</u>を管理しなければならない。</p> <p>第1章の2 廃止措置管理 (恒久停止措置)</p> <p>第6条の2 JRR-4管理課長は、恒久停止措置として、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤去をしなければならぬ。</p> <p>第2章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第6条の3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等、利用施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第6条の4 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>3 研究炉加速器技術部長は、第1項の承認を受けたときは、JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第6条 JRR-4管理課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵、特定施設の運転を行うための鍵を管理しなければならない。</p> <p>第2章 廃止措置管理 (恒久停止措置)</p> <p>第7条 JRR-4管理課長は、恒久停止措置として<u>施した</u>、制御材を挿入した状態での固定及び制御設備の駆動部の撤去について、<u>状態を維持</u>しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第8条 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等、利用施設及び放射線管理施設を含む。)について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認を受けたときは、放射線管理部長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第9条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第4条の定めにより作成する「年間管理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p>3 JRR-4管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>燃料要素の搬出完了に伴う鍵の管理の変更 章番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ及び記載の適正化</p> <p>章番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除 条番号の繰下げ</p> <p>第6条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第6条の4第2項の削除に伴う変更 第6条の4第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p>5 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、<u>第4項</u>の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>7 JRR-4管理課長は、<u>第4項</u>の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第6条の5 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第6条の6 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第7条 原子力施設検査室長は、JRR-4の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第8条 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と</p>	<p>4 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第10条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第11条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第12条 <u>研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第13条 原子力施設検査室長は、JRR-4の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、必要と</p>	<p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>第6条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>7 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認められた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第9条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第10条 原子力施設検査室長は、<u>第7条第5項及び第9条第5項の確認を受けたときは、その結果をJRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第7条の定期事業者検査を終了したとき、第8条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第2に掲げるところにより、</u></p>	<p>認めた場合は、修理又は改造を行うことができる。</p> <p>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、修理及び改造を行おうとする場合、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第4項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>7 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認められた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、検査計画及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第16条 原子力施設検査室長は、<u>第13条第5項の確認を受けたときは、その検査結果をJRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第13条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、JRR-4管理課長は研究炉加速器技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ、通知対象の明確化及び記載の適正化 報告対象の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>報告又は通知</u>しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第11条 JRR-4管理課長は、勤務日においては、次の各号に掲げる施設及び設備について、1日1回以上巡視しなければならない。<u>ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第5号を除き週1回以上とすることができる。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設(1次冷却設備)</p> <p>(2) 受変電設備</p> <p>(3) 通常排気設備</p> <p>(4) 液体廃棄設備</p> <p>(5) プール</p> <p>2 JRR-4管理課長は、休日等においては、<u>次の各号に掲げる事項について、1日1回以上巡視しなければならない。ただし、未使用燃料要素が存在しない場合は、第1号を除きこの限りでない。</u></p> <p>(1) <u>プール水位について異常な低下がないこと。</u></p> <p>(2) <u>受変電設備のうち、商用電源が確保されていること。</u></p> <p>(3) <u>通常排気設備のうち、炉室の排気設備が停止状態にあること又は運転状態にあつては異常のないこと。</u></p> <p>(4) <u>液体廃棄設備のうち、廃液貯槽の水位に異常な上昇がないこと。</u></p> <p><u>第3章 未使用燃料要素の管理</u> <u>(未使用燃料要素の貯蔵)</u></p> <p>第12条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵するときは、<u>臨界に達しないようにするため、別表第3に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</u></p> <p>2 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵している貯蔵場所に、<u>貯蔵上の注意事項及び制限量を掲示しなければならない。</u></p> <p>3 JRR-4管理課長は、<u>新燃料貯蔵庫を施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入るときは、核燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</u></p> <p>(未使用燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第13条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素の貯蔵中、6月間に1回点検し、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。<u>点検に当たっては、臨界に達しないように未使用燃料要素を取り扱わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>貯蔵場所の異常の有無</u></p> <p>(2) <u>貯蔵設備の異常の有無</u></p> <p>(3) <u>未使用燃料要素の数量</u></p> <p>(4) <u>未使用燃料要素の保管状況</u></p> <p>(未使用燃料要素の輸送容器への収納)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素を貯蔵施設から輸送容器に収納しようとするときは、<u>臨界に達しないようにするため、次の各号に掲げる事項を確認し、1体ずつ収納しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>輸送容器が未使用燃料要素の運搬に適合していること</u></p> <p>(2) <u>輸送容器に異常がないこと</u></p> <p>(3) <u>収納しようとする未使用燃料要素の番号及び数量</u></p> <p>(4) <u>収納しようとする未使用燃料要素の外観</u></p>	<p>3 <u>第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、JRR-4管理課長は研究炉加速器技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第17条 JRR-4管理課長は、勤務日においては、次の各号に掲げる施設及び設備について、<u>第5号は1日1回以上、第1号から第4号は週1回以上それぞれ巡視しなければならない。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設(1次冷却設備)</p> <p>(2) 受変電設備</p> <p>(3) 通常排気設備</p> <p>(4) 液体廃棄設備</p> <p>(5) プール</p> <p>2 JRR-4管理課長は、休日等においては、<u>プール水位について異常な低下がないことについて、1日1回以上巡視しなければならない。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ 第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ及び燃料要素の搬出完了に伴う巡視頻度の変更</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う巡視項目の変更</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(未使用燃料要素の払い出し)</p> <p><u>第15条</u> JRR-4管理課長は、未使用燃料要素をJRR-4施設外に払い出そうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした払出票を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 払出年月日</p> <p>(2) 払い出す未使用燃料要素の番号及び数量</p> <p><u>2</u> 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p><u>3</u> JRR-4管理課長は、第1項の定めにより未使用燃料要素を払い出したときは、研究炉加速器技術部長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 プールの管理 (プール水位の維持)</p> <p><u>第16条</u> JRR-4管理課長は、次項に定める場合を除きNo.1及びNo.2プールの水位を別表第<u>4</u>に掲げる値に維持しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長は、点検等によりNo.1及びNo.2プールの水位を別表第<u>4</u>に掲げる値以下に変更する必要がある場合、放射線被ばくの防護措置を講じて当該プール周辺の線量当量率が第2編別表第6に掲げる値を超えない範囲で変更することができる。</p> <p>(プールの水質の維持)</p> <p><u>第17条</u> JRR-4管理課長は、プールの水質を別表第<u>5</u>に掲げる値に維持するよう努めなければならない。</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p><u>第18条</u> JRR-4管理課長は、<u>第11条</u>第1項の巡視、<u>第23条</u>第1項の地震後の点検並びに<u>第30条</u>第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長は、<u>第23条</u>第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置)</p> <p><u>第18条の2</u> JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、JRR-4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p><u>第2節</u> 未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置</p>	<p>第4章 プールの管理 (プール水位の維持)</p> <p><u>第18条</u> JRR-4管理課長は、次項に定める場合を除きNo.1及びNo.2プールの水位を別表第<u>1</u>に掲げる値に維持しなければならない。</p> <p>2 JRR-4管理課長は、点検等によりNo.1及びNo.2プールの水位を別表第<u>1</u>に掲げる値以下に変更する必要がある場合、放射線被ばくの防護措置を講じて当該プール周辺の線量当量率が第2編別表第6に掲げる値を超えない範囲で変更することができる。</p> <p>(プールの水質の維持)</p> <p><u>第19条</u> JRR-4管理課長は、プールの水質を別表第<u>2</u>に掲げる値に維持するよう努めなければならない。</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p><u>第20条</u> JRR-4管理課長は、<u>第17条</u>第1項の巡視、<u>第24条</u>第1項の地震後の点検並びに<u>第31条</u>第2項の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長は、<u>第24条</u>第1項の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講ずるとともにJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条第2項の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めたときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置)</p> <p><u>第21条</u> JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、JRR-4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-4管理課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>備考</p> <p>条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ</p> <p>別表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>条番号の繰下げ</p> <p>燃料要素の搬出完了</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置)</u> 第19条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素に異常を認めたときは、その状況を研究炉加速器技術部長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>		に伴う削除
<p><u>(未使用燃料要素の紛失を発見した場合の措置)</u> 第20条 JRR-4管理課長は、未使用燃料要素の紛失を発見したときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p>		燃料要素の搬出完了に伴う削除
<p>第3節 プールに異常を認めた場合の措置 (プールの水位に異常を認めた場合の措置) 第21条 JRR-4管理課長は、プールの水位が第16条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水位を別表第4に掲げる値に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p>	<p>第2節 プールに異常を認めた場合の措置 (プールの水位に異常を認めた場合の措置) 第22条 JRR-4管理課長は、プールの水位が第18条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水位を別表第1に掲げる値に復帰させるための措置を講じるとともに、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p>	節番号の繰上げ 条番号の繰下げ 別表番号の繰上げ
<p>(プールの水質に異常を認めた場合の措置) 第22条 JRR-4管理課長は、プールの水質が第17条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水質を別表第5に掲げる値に復帰させるための措置を講じなければならない。</p>	<p>(プールの水質に異常を認めた場合の措置) 第23条 JRR-4管理課長は、プールの水質が第19条に定める維持管理値を外れたときは、原因を調査しプールの水質を別表第2に掲げる値に復帰させるための措置を講じなければならない。</p>	条番号の繰下げ 別表番号の繰上げ
<p>第4節 地震後の措置 (地震後の措置) 第23条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。 2 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。 3 JRR-4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>第3節 地震後の措置 (地震後の措置) 第24条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-4管理課長は本体施設等を、利用施設管理課長は利用施設を、放射線管理第1課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。 2 利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検の結果をJRR-4管理課長に通報しなければならない。 3 JRR-4管理課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	節番号の繰上げ 条番号の繰下げ
<p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第24条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況をJRR-4管理課長に通報しなければならない。 2 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、JRR-4の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がJRR-4の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置) 第25条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第3号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況をJRR-4管理課長に通報しなければならない。 2 JRR-4管理課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。 3 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けた場合は、JRR-4の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がJRR-4の保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	節番号の繰上げ 条番号の繰下げ
<p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置) 第25条 JRR-4管理課長は、第1節から第5節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p>	<p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置) 第26条 JRR-4管理課長は、第1節から第4節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p>	節番号の繰上げ 条番号の繰下げ及び 節番号の繰上げ
<p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分) 第26条 JRR-4に係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p>	<p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分) 第27条 JRR-4に係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p>	条番号の繰下げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考																
<p>(放射線測定機器) 第27条 第2編第38条第1項に定めるJRR-4に係る放射線測定機器は、別表第6及び別表第7に掲げるとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第28条 放射線管理第1課長は、別表第8に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容) 第29条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第9に掲げるとおりとする。</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管) 第30条 課長等は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの間、JRR-4原子炉施設内で保管するときは、別表第10に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。 2 JRR-4管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p><u>別表第1 (削除)</u></p>	<p>(放射線測定機器) 第28条 第2編第38条第1項に定めるJRR-4に係る放射線測定機器は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。</p> <p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件) 第29条 放射線管理第1課長は、別表第5に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容) 第30条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>第8章 固体廃棄物の保管 (固体廃棄物の保管) 第31条 課長等は、固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの間、JRR-4原子炉施設内で保管するときは、別表第7に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。 2 JRR-4管理課長は、前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰下げ及び別表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰下げ 別表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰下げ 別表番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>第10条の変更に伴う別表2の削除</p> <p>燃料要素の搬出完了に伴う削除</p>																
<p><u>別表第2 保守結果の報告 (第10条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告者</th> <th>報告事項</th> <th>報告時期</th> <th>報告又は通知先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">JRR-4 管理課長</td> <td>定期事業者検査</td> <td>第7条第1項に定める検査が終了したとき。</td> <td rowspan="2">研究炉加速器技術部長</td> </tr> <tr> <td>修理及び改造</td> <td>第8条第2項の定めによりJRR-4管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線管理 第1課長</td> <td>定期事業者検査</td> <td>第7条第1項に定める検査が終了したとき。</td> <td rowspan="2">放射線管理部長 JRR-4管理課長</td> </tr> <tr> <td>修理及び改造</td> <td>第8条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先	JRR-4 管理課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	研究炉加速器技術部長	修理及び改造	第8条第2項の定めによりJRR-4管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。	放射線管理 第1課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	放射線管理部長 JRR-4管理課長	修理及び改造	第8条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。		
報告者	報告事項	報告時期	報告又は通知先															
JRR-4 管理課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	研究炉加速器技術部長															
	修理及び改造	第8条第2項の定めによりJRR-4管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。																
放射線管理 第1課長	定期事業者検査	第7条第1項に定める検査が終了したとき。	放射線管理部長 JRR-4管理課長															
	修理及び改造	第8条第2項の定めにより放射線管理第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき。																
<p><u>別表第3 貯蔵施設における未使用燃料要素の貯蔵制限量 (第12条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">貯 蔵 施 設</th> <th rowspan="2">制 限 量</th> </tr> <tr> <th>貯 蔵 場 所</th> <th>貯 蔵 設 備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	貯 蔵 施 設		制 限 量	貯 蔵 場 所	貯 蔵 設 備												
区 分		貯 蔵 施 設			制 限 量													
	貯 蔵 場 所	貯 蔵 設 備																

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表(第6編 JRR-4の管理)

変更前				変更後	備考	
<u>未使用燃料要素</u>	<u>新燃料貯蔵庫</u>	<u>貯蔵棚</u>	<u>60体</u>			
別表第4	プール水位 (第16条関係) (表記載省略)			別表第1	プール水位 (第18条関係) (表変更なし)	別表番号の繰上げ及び条番号の繰下げ
別表第5	プールの水質 (第17条関係) (表記載省略)			別表第2	プールの水質 (第19条関係) (表変更なし)	
別表第6	放射線測定機器及び測定箇所 (第27条関係) (表記載省略)			別表第3	放射線測定機器及び測定箇所 (第28条関係) (表変更なし)	
別表第7	放射線測定機器及び設置箇所 (第27条関係) (表記載省略)			別表第4	放射線測定機器及び設置箇所 (第28条関係) (表変更なし)	
別表第8	放射線測定機器の警報装置の作動条件 (第28条関係) (表記載省略)			別表第5	放射線測定機器の警報装置の作動条件 (第29条関係) (表変更なし)	
別表第9	保安教育の教育内容 (第29条関係) (表記載省略)			別表第6	保安教育の教育内容 (第30条関係) (表変更なし)	
別表第10	廃棄物保管場所の保管能力について (第30条関係) (表記載省略)			別表第7	廃棄物保管場所の保管能力について (第31条関係) (表変更なし)	
別図第1	～ 別図第2 (その3) (省略)			別図第1	～ 別図第2 (その3) (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第7編 NSRRの管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第24条の2 ～ 第24条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第24条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p>	<p>第7編 NSRRの管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 運転管理 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第24条の2 ～ 第24条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第24条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する「年間運転計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第24条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第24条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第7編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>4</u> NSRR管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>5</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>6</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第4項</u>の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7</u> NSRR管理課長は、<u>第4項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第24条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第24条の6 (省略)</p> <p>第25条 ～ 第27条の2 (省略)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、第25条第5項及び第27条の2第5項の確認を受けたときは、<u>その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知</u>しなければならない。</p> <p><u>2</u> NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、<u>第25条の定期事業者検査を終了したとき、第27条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第15に掲げるところにより、報告又は通知</u>しなければならない。</p>	<p><u>3</u> NSRR管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> NSRR管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第24条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第24条の6 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第24条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR (本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第25条 ～ 第27条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、第25条第5項の確認を受けたときは、<u>その検査結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p><u>2</u> 第25条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、NSRR管理課長は<u>研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p>	<p>第24条の4第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第24条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>3</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告<u>及び</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第29条 ～ 第29条の4 (省略)</p> <p>第4章 燃料要素の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 (省略)</p>	<p><u>3</u> <u>第27条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、NSRR管理課長は研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p><u>5</u> 研究炉加速器技術部長は、第2項<u>及び</u>第3項の報告<u>並びに</u>前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第29条 ～ 第29条の4 (変更なし)</p> <p>第4章 燃料要素の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 (変更なし)</p>	<p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前				変更後		備考
別表第15 <u>保守結果の報告 (第28条関係)</u>				別表第15 <u>(削除)</u>		第28条の変更に伴う別表第15の削除
<u>報告者</u>	<u>報告事項</u>	<u>報告時期</u>	<u>報告又は通知先</u>			
<u>NSRR管理課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第25条に定める検査が終了したとき</u>	<u>研究炉加速器技術部長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第27条第1項の定めによりNSRR管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第27条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				
<u>工務第1課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第25条に定める検査が終了したとき</u>	<u>工務技術部長 NSRR管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第27条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第27条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				
<u>放射線管理第2課長</u>	<u>定期事業者検査</u>	<u>第25条に定める検査が終了したとき</u>	<u>放射線管理部長 NSRR管理課長</u>			
	<u>修理及び改造</u>	<u>第27条第1項の定めにより放射線管理第2課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と第27条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき</u>				
別表第15の2 ～ 別表第18 (省略)				別表第15の2 ～ 別表第18 (変更なし)		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前		変更後		備考
項目	制限条件	項目	制限条件	
別表第19-1 試験燃料用カプセルの挿入制限条件 (第39条関係)		別表第19-1 試験燃料用カプセルの挿入制限条件 (第39条関係)		新型カプセルの追加
(1) 試験燃料用カプセルの種類	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル I-N-D型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル B-I型高压水カプセル	(1) 試験燃料用カプセルの種類	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル I-N-D型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル B-I型高压水カプセル	
(2) カプセル内の冷却材の種類	軽水	(2) カプセル内の冷却材の種類	軽水	
(3) 試験燃料の種類	未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム-ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物	(3) 試験燃料の種類	未照射又は未照射と同等であるとみなしうる酸化ウラン、プルトニウム-ウラン混合酸化物、アルミナイド、シリサイド、ウラン水素化ジルコニウム、照射済酸化ウラン及び照射済プルトニウム-ウラン混合酸化物	
(4) 試験燃料の発熱量		(4) 試験燃料の発熱量		
イ I-N型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	イ I-N型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
ロ I-N-V型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	ロ I-N-V型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
ハ I-S型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大2.302×10 ³ J/gUO ₂	ハ I-S型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大2.302×10 ³ J/gUO ₂	
ニ III型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	<u>ニ I-T型大気圧水カプセル</u>	<u>U₂量90gに対し最大1.591×10³J/gUO₂</u>	
ホ IV型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.213×10 ³ J/gUO ₂	ホ III型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
ヘ I-N-D型大気圧水カプセル	PuO ₂ -U ₂ 量1,000gに対し 最大1.339×10 ³ J/g・(PuO ₂ -U ₂)	ヘ IV型大気圧水カプセル	U ₂ 量90gに対し最大1.213×10 ³ J/gUO ₂	
ト V型大気圧水カプセル		ト I-N-D型大気圧水カプセル	PuO ₂ -U ₂ 量1,000gに対し 最大1.339×10 ³ J/g・(PuO ₂ -U ₂)	
チ 1型	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	チ V型大気圧水カプセル		
チ 2型	U ₂ 量90gに対し最大1.339×10 ³ J/gUO ₂	チ 1型	U ₂ 量90gに対し最大1.674×10 ³ J/gUO ₂	
リ VII型大気圧水カプセル	芯材((U-Al)又は(U-Si-Al))20gに対し	チ 2型	U ₂ 量90gに対し最大1.339×10 ³ J/gUO ₂	
		リ VII型大気圧水カプセル	芯材((U-Al)又は(U-Si-Al))20gに対し	新型カプセルの追加 記号の繰下げ

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前		変更後		備考
<p>リ VIII型大気圧水カプセル ㄨ X-I型大気圧水カプセル ル X-II型大気圧水カプセル ヲ X-III型大気圧水カプセル ワ X-IV型大気圧水カプセル カ X-V型大気圧水カプセル ㄱ XI-I型大気圧水カプセル タ XI-II型大気圧水カプセル レ XII-I型大気圧水カプセル ソ B-I型高圧水カプセル</p> <p>(5) 試験燃料の総発熱量</p>	<p>最大$2.302 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{U-A1}) \text{ 又は } (\text{U-Si-A1}))$ (U-ZrH)量74gに対し 最大$1.674 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{U-ZrH})$ U₂量90gに対し最大$1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量210gに対し最大$0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量90gに対し最大$1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量210gに対し最大$0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量90gに対し最大$1.255 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$ (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$ (PuO₂-UO₂又はUO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$ (PuO₂-UO₂又はUO₂)量15gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$</p> <p>なお、試験燃料の重量が上記に定める所定の重量以上の実験においては、燃料破損による有効破壊エネルギーが上記条件相当量以下となるように最大発熱量を抑える。</p> <p><u>1.3×10⁷J以下</u> ただし、未照射アルミナイド燃料、未照射シリサイド燃料又は未照射ウラン水素化ジルコニウム燃料は1.3×10⁶J以下とする。</p>	<p>ㄨ VIII型大気圧水カプセル ル X-I型大気圧水カプセル ヲ X-II型大気圧水カプセル ワ X-III型大気圧水カプセル カ X-IV型大気圧水カプセル ㄱ XI-I型大気圧水カプセル レ XI-II型大気圧水カプセル ソ XII-I型大気圧水カプセル ソ B-I型高圧水カプセル</p> <p>(5) 試験燃料の総発熱量</p>	<p>最大$2.302 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{U-A1}) \text{ 又は } (\text{U-Si-A1}))$ (U-ZrH)量74gに対し 最大$1.674 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{U-ZrH})$ U₂量90gに対し最大$1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量210gに対し最大$0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量90gに対し最大$1.046 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量210gに対し最大$0.837 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ U₂量90gに対し最大$1.255 \times 10^3 \text{J/gUO}_2$ (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$ (PuO₂-UO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot (\text{PuO}_2\text{-UO}_2)$ (PuO₂-UO₂又はUO₂)量210gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$ (PuO₂-UO₂又はUO₂)量15gに対し 最大$0.837 \times 10^3 \text{J/g} \cdot ((\text{PuO}_2\text{-UO}_2) \text{ 又は } (\text{UO}_2))$</p> <p>なお、試験燃料の重量が上記に定める所定の重量以上の実験においては、燃料破損による有効破壊エネルギーが上記条件相当量以下となるように最大発熱量を抑える。</p> <p><u>(4)に記載の試験燃料用カプセルのうち、イからヌについては1.3×10⁶J以下、ルからソについては1.3×10⁷J以下とする。</u></p>	<p>最大発熱量に関する記載の明確化</p>
<p>別表第19の2 (省略)</p>		<p>別表第19の2 (変更なし)</p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第7編 NSRRの管理)

変更前				変更後				備考
別表第20 試験燃料用カプセルを使用するときの点検 (第42条関係)				別表第20 試験燃料用カプセルを使用するときの点検 (第42条関係)				新型カプセルの追加
試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	
I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル	組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど	
		非破壊点検	変形が認められた場合			非破壊点検	変形が認められた場合	
	組立後	漏えい点検	使用のつど		組立後	漏えい点検	使用のつど	
	組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど		組立前	(1) 外観点検 (2) 表面密度点検* (3) 寸法点検	使用のつど	
B-I型高压水カプセル		非破壊点検	変形が認められた場合			非破壊点検	変形が認められた場合	
	組立後	(1) 漏えい点検 (2) 加圧点検 (3) 導通点検 (温度計、ヒータ) (4) 絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど	B-I型高压水カプセル	組立後	(1) 漏えい点検 (2) 加圧点検 (3) 導通点検 (温度計、ヒータ) (4) 絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど	
* : 未使用カプセルの場合は除く。				* : 未使用カプセルの場合は除く。				
別表第21 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準値 (第42条、第56条関係)				別表第21 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準値 (第42条、第56条関係)				
試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値		試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理基準値		
I-S型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %		I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u> III型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %		
III型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高压水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %		VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル B-I型高压水カプセル *	組立前寸法点検	永久変形量 1 %		
* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る				* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る				
別表第22 ~ 別表第26 (省略)				別表第22 ~ 別表第26 (変更なし)				
別図第1 ~ 別図第5 (省略)				別図第1 ~ 別図第5 (変更なし)				

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第8編 T C Aの管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第8編 TCAの管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 第1条 ～ 第3条 (省略)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第4条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたTCA本体施設管理手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項 (2) 異常時の措置に関する事項 (3) 燃料要素の管理に関する事項 (4) 廃止措置に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたTCA特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転操作に関する事項 (2) 巡視及び点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2章 保守管理 第6条 (省略)</p>	<p>第8編 TCAの管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 第1条 ～ 第3条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第4条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたTCA本体施設管理手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 巡視及び点検に関する事項 (2) 異常時の措置に関する事項 (3) 燃料要素の管理に関する事項 (4) 廃止措置に関する事項</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたTCA特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転操作に関する事項 (2) 巡視及び点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、<u>TCA廃止措置施設保安主務者</u>（以下この編において「<u>廃止措置施設保安主務者</u>」という。）の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第2章 保守管理 第6条 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第7条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第5条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第7条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第5条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p> <p><u>3 臨界技術第2課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 臨界技術第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第7条第1項ロ及びびニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第7条第2項の削除に伴う変更</p> <p>第7条第2項の削除に伴う変更</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保全活動の実施)</p> <p>第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>第10条 ～ 第13条 (省略)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第10条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第12条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第9条 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第9条の2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、TCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第10条 ～ 第13条 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、<u>第10条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 第10条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第2課長は臨界ホット試験技術部長に、<u>工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第12条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第2課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければなら</p>	<p>第7条第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の明確化</p> <p>報告及び通知対象の明確化</p> <p>項番号の繰下げ及び記載の適正化</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第15条 （省略） 第3章 燃料要素の管理 （燃料要素の貯蔵）</p> <p>第16条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第1に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第1に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、<u>貯蔵施設に施錠し、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る場合</u>は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>第17条 ～ 第20条 （省略）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の保管 （省略）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第23条 臨界技術第2課長は、第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第15条の巡視並びに第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた<u>場合</u>、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けた場合及び第1項の調査の結果、その異常がTCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第24条 （省略）</p>	<p>ない。</p> <p>第15条 （変更なし） 第3章 燃料要素の管理 （燃料要素の貯蔵）</p> <p>第16条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第1に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第1に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料管理業務に従事する者以外の者が立ち入る<u>とき</u>は、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>第17条 ～ 第20条 （変更なし）</p> <p>第4章 放射性廃棄物の保管 （変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第23条 臨界技術第2課長は、第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第15条の巡視及び第27条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた<u>とき</u>、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき及び第1項の調査の結果、その異常がTCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第24条 （変更なし）</p>	<p></p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第8編 TCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第25条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>第3節 地震後の措置 (省略)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第28条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がTCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、TCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がTCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第29条 臨界技術第2課長は、第5章第1節から第4節の規定において、当該異常の状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p>	<p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p> <p>第25条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。</p> <p>第26条 (変更なし)</p> <p>第3節 地震後の措置 (変更なし)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第28条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める通報連絡系統により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がTCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、TCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がTCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第29条 臨界技術第2課長は、第5章第1節から第4節の規定において、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき、又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第8編 TCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第6章 放射線管理 ～ 第7章 保安教育 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第6 (省略)</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (その2) (省略)</p>	<p>第6章 放射線管理 ～ 第7章 保安教育 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第6 (変更なし)</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (その2) (変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第9編 F C A の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第9編 FCAの管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 (省略)</p> <p>第2章 保守管理</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p>	<p>第9編 FCAの管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 (変更なし)</p> <p>第2章 保守管理</p> <p>第7条 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第6条の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第8条第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第8条第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>4</u> 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>5</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>6</u> 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p><u>7</u> 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p><u>3</u> 臨界技術第2課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p><u>4</u> 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p><u>5</u> 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p><u>6</u> 臨界技術第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p>	<p>第8条第2項の削除に伴う変更</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p>
<p>(保全活動の実施)</p> <p>第9条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第9条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>第8条第2項の削除に伴う変更</p>
<p>第10条 (省略)</p>	<p>第10条 (変更なし)</p>	
	<p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第10条の2</u> 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、FCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p><u>2</u> 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>
<p>第11条 ～ 第14条 (省略)</p>	<p>第11条 ～ 第14条 (変更なし)</p>	
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は第11条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p> <p><u>2</u> 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及</p>	<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、<u>第11条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p><u>2</u> 第11条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、<u>臨界技術第2課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第16条 （省略）</p> <p>第3章 燃料要素の管理 ～ 第4章 放射性廃棄物の保管 （省略）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第21条 臨界技術第2課長は、第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第16条の巡視及び第25条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、<u>第1項の調査の結果、その異常がFCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</u></p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第22条 （省略）</p>	<p>3 <u>第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第2課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ</u>臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第16条 （変更なし）</p> <p>第3章 燃料要素の管理 ～ 第4章 放射性廃棄物の保管 （変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 （点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第21条 臨界技術第2課長は、第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、<u>正常な</u>状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第16条の巡視及び第25条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、<u>正常な</u>状態に復帰させるための措置を講じるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき<u>及び</u>第1項の調査の結果、その異常がFCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第22条 （変更なし）</p>	<p>報告及び通知対象の明確化</p> <p>項番号の繰下げ及び記載の適正化</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置（省略）</p> <p>第3節 地震後の措置 （地震後の措置）</p> <p>第25条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、FCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第26条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がFCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、FCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がFCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（省略）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第28条（省略）</p> <p>（放射線管理測定機器）</p> <p>第29条 第2編第38条第1項に定めるFCAに係る放射線測定機器は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。</p>	<p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置（変更なし）</p> <p>第3節 地震後の措置 （地震後の措置）</p> <p>第25条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設をそれぞれ点検し、FCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 （勤務時間外に異常が発生した場合の措置）</p> <p>第26条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常な状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がFCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、FCAの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がFCAの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（変更なし）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第28条（変更なし）</p> <p>（放射線測定機器）</p> <p>第29条 第2編第38条第1項に定めるFCAに係る放射線測定機器は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p> <p></p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第30条 (省略)</p> <p>第7章 保安教育 (省略)</p> <p>別表第1 ~ 別表第6 (省略)</p> <p>別図第1 ~ 別図第2 (その2) (省略)</p>	<p>第30条 (変更なし)</p> <p>第7章 保安教育 (変更なし)</p> <p>別表第1 ~ 別表第6 (変更なし)</p> <p>別図第1 ~ 別図第2 (その2) (変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 11 編 S T A C Y の管理

令和 4 年 6 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第11編 STACYの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第9条の2) 第2章 運転管理 第1節 削除 第2節 削除 第3節 削除 第4節 運転上の条件 (第17条) 第5節 削除 第3章 保守管理 (第22条の2-第27条) 第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 (第28条-第31条) 第5章 放射性廃棄物の保管 (第32条・第33条) 第5章の2 不使用設備の管理 (第33条の2) 第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 (第36条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第39条・第39条の2) 第3節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置 (第40条・第41条) 第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (第42条) 第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (第43条) 第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第44条) 第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第45条) 第7章 放射線管理 (第46条-第48条)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第3条 (省略)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の第3号から第6号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項 (2) 運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理に関する事項</p>	<p>第11編 STACYの管理 目次 第1章 通則 (第1条-第9条の2) 第2章 運転管理 第1節 削除 第2節 削除 第3節 削除 第4節 運転上の条件 (第17条) 第5節 削除 第3章 保守管理 (第22条の2-第27条の3) 第4章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 (第28条-第31条) 第5章 放射性廃棄物の保管 (第32条・第33条) 第5章の2 不使用設備の管理 (第33条の2) 第6章 異常時の措置 第1節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 (第36条) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第39条・第39条の2) 第3節 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の異常を認めた場合の措置 (第40条・第41条) 第4節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (第42条) 第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (第43条) 第6節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第44条) 第7節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第45条) 第7章 放射線管理 (第46条-第48条)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第3条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第4条 臨界技術第1課長は、本体施設に関し、次の第3号から第7号に掲げる事項について定めたSTACY本体施設運転手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項 (2) 運転操作に関する事項 (3) 巡視及び点検に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項 (5) 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理に関する事項 (6) 可燃物の管理に関する事項</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>貯蔵設備の先行</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACY の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(6) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第 1 課長は、特定施設に関し、前項第 1 号から第 4 号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY 原子炉主任技術者 (以下この編において「原子炉主任技術者」という。) の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第 2 章 運転管理 第 10 条 ～ 第 22 条 (省略)</p> <p>第 3 章 保守管理 第 22 条の 2 ～ 第 22 条の 3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第 22 条の 4 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。) に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定し</p>	<p>(7) 不使用設備の管理に関する事項</p> <p>2 工務第 1 課長は、特定施設に関し、前項第 1 号から第 4 号に掲げる事項について定めた特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 1 項の承認又は前項の同意をしようとするときは、STACY 原子炉主任技術者 (以下この編において「原子炉主任技術者」という。) の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第 1 項の承認をしたとき、工務技術部長は第 2 項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>第 2 章 運転管理 第 10 条 ～ 第 22 条 (変更なし)</p> <p>第 3 章 保守管理 第 22 条の 2 ～ 第 22 条の 3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第 22 条の 4 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。) に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p>	<p>使用に伴い可燃物の管理に関する事項を追加</p> <p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第 22 条の 4 第 1 項ロ及びニと重</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACY の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第 1 項及び前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 3 項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、第 4 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 臨界技術第 1 課長は、第 4 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第 22 条の 5 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第 22 条の 6 (省略)</p> <p>第 23 条 ～ 第 25 条の 2 (省略)</p>	<p><u>2 前項において、原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 7 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p> <p><u>3 臨界技術第 1 課長は、第 1 項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界ホット試験技術部長は、第 3 項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 臨界技術第 1 課長は、第 3 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第 22 条の 5 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第 22 条の 6 (変更なし)</p> <p><u>(施設管理の有効性評価及び改善)</u></p> <p><u>第 22 条の 7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、STACY (本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。) について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第 23 条 ～ 第 25 条の 2 (変更なし)</p>	<p>複しているため 削除</p> <p>第 22 条の 4 第 2 項の削除に伴う 変更</p> <p>第 22 条の 4 第 2 項の削除に伴う 変更</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第 22 条の 4 第 2 項の削除に伴う 変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第 11 編 STACY の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第26条 原子力施設検査室長は、第23条第5項及び第25条の2第5項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第25条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第15の2に掲げるところにより、報告又は通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第27条 (省略)</p>	<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第26条 原子力施設検査室長は、第23条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を臨界技術第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 第23条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第1課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 第25条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第1課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第27条 (変更なし)</p> <p>(維持すべき機器等の管理)</p> <p>第27条の2 臨界技術第1課長は、別表第15の3に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p> <p>(自然現象等に備えた管理)</p> <p>第27条の3 臨界技術第1課長は、STACYの周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第3に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第1課長は、竜巻（藤田スケールF1、最大風速49m/s）による飛来によって、STACYに影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</p> <p>3 臨界技術第1課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第1課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰り下げ</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い維持すべき機器等の管理を追加</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い自然現象等に備えた管理を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACY の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第 4 章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 ～ 第 5 章 放射性廃棄物の保管 (省略)</p> <p>第 6 章 異常時の措置</p> <p>第 1 節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 ～ 第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (省略)</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第 43 条 <u>臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を点検し、STACY の保安に影響がないことを確認しなければならない。竜巻、火山による降灰、森林火災等により、施設の安全に影響を与えるおそれがあるとそれぞれの課長が認めたときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>臨界技術第 1 課長は、第 1 項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第 1 課長は、第 1 項のうち火山による降灰により、安全施設の安全機能を損なうおそれがあると認めたときは、火山灰を除去しなければならない。</u></p> <p>第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 ～ 第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (省略)</p> <p>第 7 章 放射線管理 (省略)</p>	<p>第 4 章 燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の管理 ～ 第 5 章 放射性廃棄物の保管 (変更なし)</p> <p>第 6 章 異常時の措置</p> <p>第 1 節 警報回路及び安全保護回路が作動した場合の措置 ～ 第 4 節 放射性廃棄物の異常を認めた場合の措置 (変更なし)</p> <p>第 5 節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第 43 条 <u>震度 4 以上の地震が発生したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>2 <u>竜巻が STACY 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>3 <u>火山の噴火に対して、次の各号に掲げる課長は、それぞれ当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>STACY に影響を及ぼす降灰があった場合、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>降下火砕物の荷重により、STACY に損傷を及ぼすおそれがある場合、臨界技術第 1 課長は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生し、STACY に影響を及ぼすおそれがある場合、当該火災の終息後、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>5 <u>原子力科学研究所の敷地に津波が遡上したときは、臨界技術第 1 課長は本体施設を、工務第 1 課長は特定施設を、放射線管理第 2 課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</u></p> <p>6 <u>工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、第 1 項から前項の点検の結果を臨界技術第 1 課長に通報しなければならない。</u></p> <p>7 <u>臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 5 項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第 6 節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 ～ 第 7 節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (変更なし)</p> <p>第 7 章 放射線管理 (変更なし)</p>	<p>貯蔵設備の先行使用に伴い自然現象等が発生した場合の措置を明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変 更 前				変 更 後		備 考
別表第 1 ～ 別表第15 (省略)				別表第 1 ～ 別表第15 (変更なし)		第26条の変更に伴う別表第15の2の削除
別表第15の2 保守結果の報告 (第26条関係)				別表第15の2 削除		
報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先			
臨界技術第 1 課長	定期事業者検査	第 23 条に定める検査が終了したとき	臨界ホット試験技術 部長			
	修理及び改造	第 25 条第 1 項の定めにより臨界技術第 1 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき				
工務第 1 課長	定期事業者検査	第 23 条に定める検査が終了したとき	工務技術部長 臨界技術第 1 課長			
	修理及び改造	第 25 条第 1 項の定めにより工務第 1 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき				
放射線管理 第 2 課長	定期事業者検査	第 23 条に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 臨界技術第 1 課長			
	修理及び改造	第 25 条第 1 項の定めにより放射線管理第 2 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき				

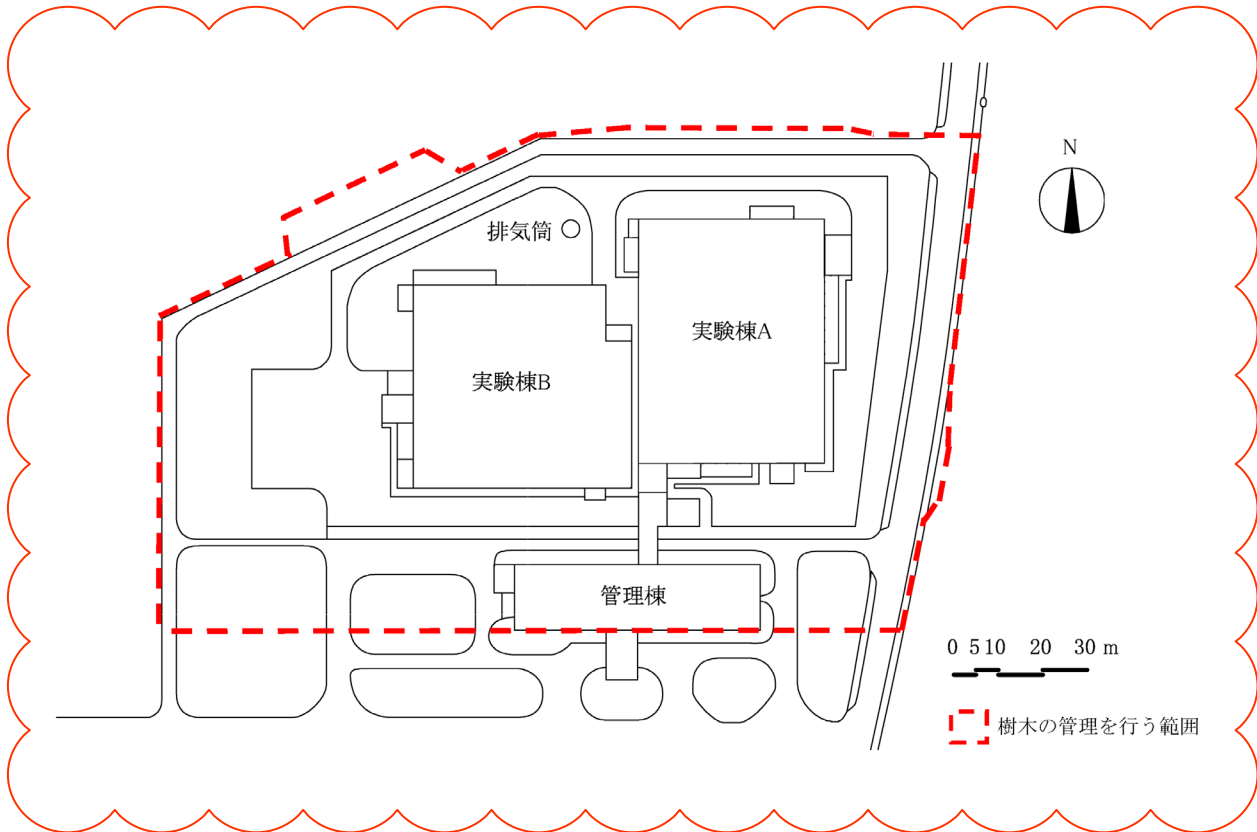
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACY の管理)

変 更 前	変 更 後				備 考
	別表第15の3 維持すべき機器等 (第27条の2関係)				貯蔵設備の先行使用に伴い維持すべき機器等を追加
	分 類		設 置 場 所	数 量	
<u>避難用の照明</u> * ¹	保安灯		実験棟A	40 台	
			実験棟B	16 台	
	非常用照明灯		実験棟A	145 台	
			実験棟B	98 台	
	誘導灯		実験棟A	74 台	
			実験棟B	53 台	
<u>可搬式の 仮設照明</u> * ¹	懐中電灯		実験棟入口付近	2 台	
	仮設照明 (蓄電池式)		実験棟入口付近	1 台	
<u>通信連絡設備</u> * ²	一斉放送装置	放送端末	制御室	1 台	
		スピーカ	実験棟A	52 台	
		実験棟B	46 台		
	ページング装置		実験棟A	47 台	
			実験棟B	38 台	
	施設間通信	固定電話	事故現場指揮所	1 台	
	連絡設備	携帯電話	事故現場指揮所	1 台	
	* 1 : 別図第 4 に配置を示す。				
	* 2 : 別図第 5 に配置を示す。				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 S T A C Y の管理)

変 更 前					変 更 後					備 考
別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵制限量 (第29条関係)					別表第16 貯蔵施設における燃料、溶液系燃料及び黒鉛混合燃料の貯蔵制限量 (第29条関係)					
種 類		貯 蔵 施 設		制 限 量	種 類		貯 蔵 施 設		制 限 量	
		貯蔵場所	貯蔵設備				貯蔵場所	貯蔵設備		
棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室 (S)	棒状燃料貯蔵設備	294kgU	棒状燃料	ウラン濃縮度 約 5wt%	炉室 (S)	棒状燃料貯蔵設備 棒状燃料収納容器	303kgU	
			棒状燃料収納容器			ウラン濃縮度 10wt%以下	炉室 (S)	棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器	1260kgU	
溶液燃料	ウラン濃縮度 約 10wt%	溶液貯蔵室-7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	溶液燃料	ウラン濃縮度 約 10wt%	溶液貯蔵室-7	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	
		溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU			溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	150kgU	
	ウラン濃縮度 約 6wt%	溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU		ウラン濃縮度 約 6wt%	溶液貯蔵室-9	溶液燃料貯蔵設備 U溶液貯槽	500kgU	
ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	P u 保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	60kgPu	ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	プルトニウム	P u 保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	60kgPu	
	劣化ウラン	P u 保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	180kgU		劣化ウラン	P u 保管室-3	粉末燃料貯蔵設備 P u 保管ピット	180kgU	
ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約 1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU	ウラン酸化物 燃料	ウラン濃縮度 約 1.5wt%	U保管室	ウラン酸化物燃料貯蔵設備 ウラン酸化物燃料収納架台	92kgU	
コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約 2~6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU	コンパクト型 ウラン黒鉛混 合燃料	ウラン濃縮度 約 2~6wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 コンパクト型ウラン黒鉛混 合燃料収納架台	260kgU	
ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約 20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混合 燃料収納架台	67kgU	ディスク型 ウラン黒鉛 混合燃料	ウラン濃縮度 約 20wt%	U保管室	使用済ウラン黒鉛混合燃料 貯蔵設備 ディスク型ウラン黒鉛混合 燃料収納架台	67kgU	
別表第16の2 ~ 別表第21 (省略)					別表第16の2 ~ 別表第21 (変更なし)					貯蔵設備の先行 使用に伴う追加 制限量は調達す る棒状燃料を元 に計算 (許可量は 345.6kgU 及び 1440kgU)
別図第1 (その1) ~ 別図第2 (その4) (省略)					別図第1 (その1) ~ 別図第2 (その4) (変更なし)					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変更前	変更後	備考
	<p>別図第3 STACY周辺に係る樹木の管理の範囲</p> 	<p>貯蔵設備の先行使用に伴い樹木の管理の範囲を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 S T A C Y の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 2px dashed black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<p>別図第 4 (その 1) S T A C Y の避難用の照明の配置図 (実験棟地下 1 階平面図)</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い避難用の照明の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 2px dashed black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<p>別図第 4 (その 2) STACYの避難用の照明の配置図 (実験棟中地下 1 階平面図)</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い避難用の照明の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 S T A C Y の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 2px dashed black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<p>別図第 4 (その 3) S T A C Y の避難用の照明の配置図 (実験棟 1 階平面図)</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い避難用の照明の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 2px dashed black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<p>別図第 4 (その 4) STACYの避難用の照明の配置図 (実験棟 2 階平面図)</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い避難用の照明の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
	<div style="border: 2px dashed black; height: 700px; width: 100%;"></div>	<p>別図第 4 (その 5) STACYの避難用の照明の配置図 (実験棟 3 階平面図)</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い避難用の照明の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変更前	変更後	備考
	<p>▲：斉放送スピーカ ▲P：無線機</p>	<p>別図第 5 (その 1) STACY の通信連絡設備の配置図 (実験棟地下 1 階平面図)</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

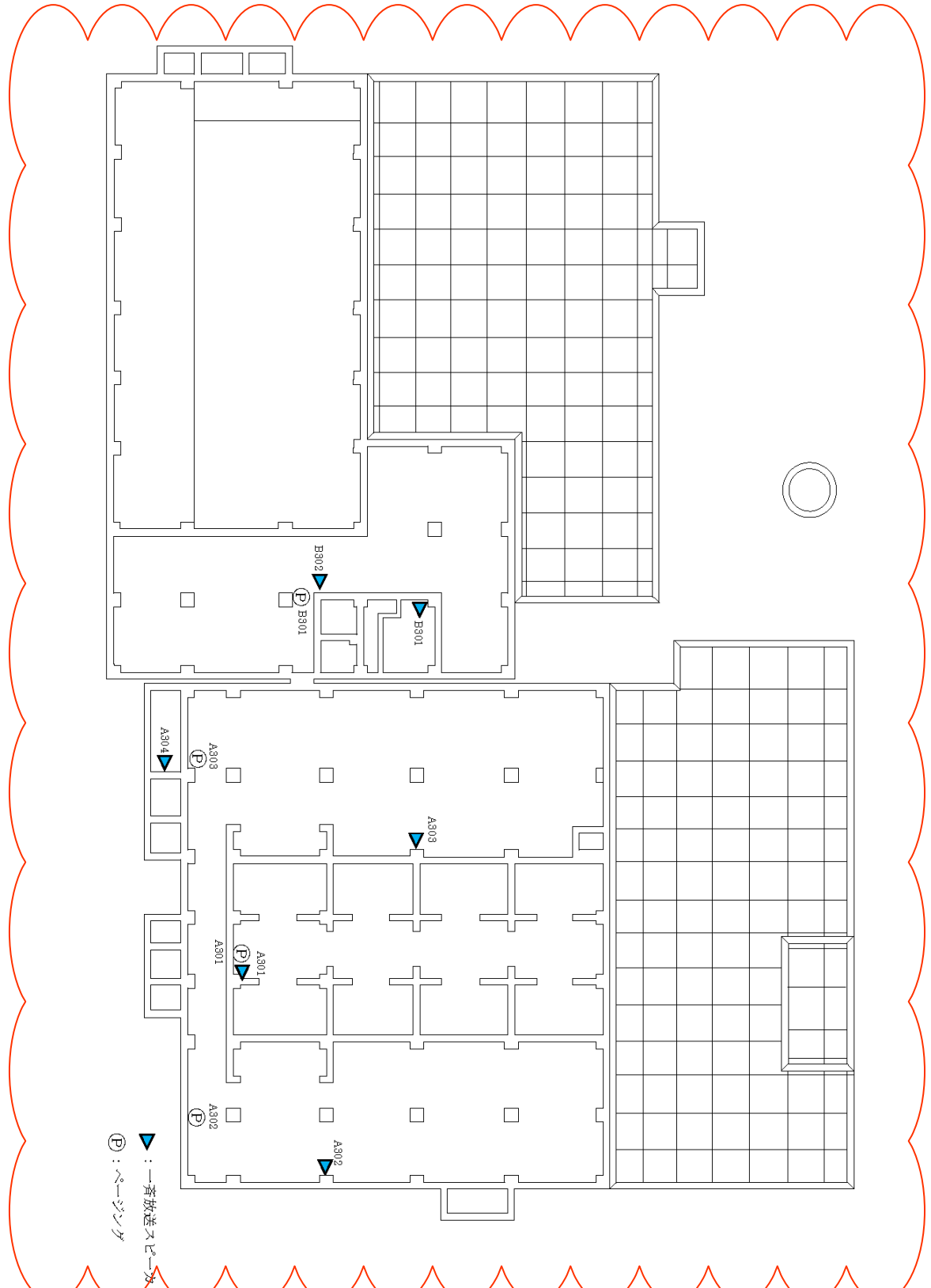
変更前	変更後	備考
	<p>別図第 5 (その 2) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟中地下 1 階平面図)</p> <p>▲：斉放送スピーカ Ⓟ：モニター</p>	<p>貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

変更前	変更後	備考
	<p>▲：一斉放送スピーカ ●：モニター</p>	<p>別図第 5 (その 3) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟 1 階平面図)</p> <p>貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変更前	変更後	備考
	<p style="text-align: center;">別図第 5 (その 4) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟 2 階平面図)</p> <p> ▶ (P) : P ● (P) : 一斉放送端末 ● (P) : 一斉放送スピーカ ● (P) : P </p>	<p>貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 11 編 STACYの管理)

変更前	変更後	備考
	 <p>別図第5 (その5) STACYの通信連絡設備の配置図 (実験棟3階平面図)</p> <p>▲：一斉放送スピーカ Ⓟ：コンセント</p>	<p>貯蔵設備の先行使用に伴い通信連絡設備の配置図を追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 12 編 TRACY の管理

令和 4 年 6 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 12 編 TRACY の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第12編 TRACY の管理 目 次 (省略)</p> <p>第 1 章 通則 ～ 第 1 章の 2 廃止措置管理 (省略)</p> <p>第 2 章 保守管理 第 4 条の 13 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第 4 条の 14 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器 (性能維持施設に限る。) について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器 (性能維持施設に限る。) について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第 1 項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 2 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 臨界技術第 1 課長は、第 1 項から第 3 項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>第12編 TRACY の管理 目 次 (変更なし)</p> <p>第 1 章 通則 ～ 第 1 章の 2 廃止措置管理 (変更なし)</p> <p>第 2 章 保守管理 第 4 条の 13 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第 4 条の 14 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所掌する設備・機器 (性能維持施設に限る。) について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 ハ 原子炉施設の巡視 (原子炉施設の保全のために実施するものに限る。) に関すること。 ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。 チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、第 2 条の 2 の定めにより作成する年間管理計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p> <p><u>3 臨界技術第 1 課長は、第 1 項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第 4 条の 14 第 1 項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>第 4 条の 14 第 2 項の削除に伴う変更</p> <p>第 4 条の 14 第 2 項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 12 編 TRACYの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第 4 項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>7 臨界技術第 1 課長は、第 4 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第 4 条の 15 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第 4 条の 16 (省略)</p> <p>第 5 条 ～ 第 7 条の 2 (省略)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第 8 条 原子力施設検査室長は、第 5 条第 5 項及び第 7 条の 2 第 5 項の確認を受けたときは、その結果を臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、定期事業者検査が終了したとき、第 7 条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を別表第 3 の 2 に掲げるところにより報告又は通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試</p>	<p>4 工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第 3 項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界技術第 1 課長は、第 3 項の承認を受けたときは、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第 4 条の 15 臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第 4 条の 16 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第 4 条の 17 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、TRACY (本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。) について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第 5 条 ～ 第 7 条の 2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第 8 条 原子力施設検査室長は、第 5 条第 5 項の確認を受けたときは、その検査結果を臨界技術第 1 課長、工務第 1 課長及び放射線管理第 2 課長に、前条第 5 項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 第 5 条第 5 項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第 1 課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第 1 課長は工務技術部長に、放射線管理第 2 課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 第 7 条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第 5 項に係る第 1 項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第 1 課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第 1 課長は工務技術部長に、放射線管理第 2 課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試</p>	<p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第 4 条の 14 第 2 項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰り下</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 12 編 TRACY の管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項の報告及び前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第 9 条 (省略)</p> <p>第 3 章 放射性廃棄物の保管 ～ 第 6 章 保安教育 (省略)</p> <p>別表第 1 ～ 別表第 3 (省略)</p>	<p>験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第 2 項及び第 3 項の報告並びに前項の通知を受けたときは、廃止措置施設保安主務者に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>第 9 条 (変更なし)</p> <p>第 3 章 放射性廃棄物の保管 ～ 第 6 章 保安教育 (変更なし)</p> <p>別表第 1 ～ 別表第 3 (変更なし)</p>	<p>げ</p> <p>第 2 項の変更に伴う変更及び項番号の繰り下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第 12 編 TRACYの管理)

変 更 前				変 更 後		備 考
別表第 3 の 2 保守結果の報告 (第 8 条関係)				別表第 3 の 2 (削除)		第 8 条の変更に伴う別表第 3 の 2 の削除
報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先			
臨界技術第 1 課長	定期事業者検査	第 5 条に定める検査が終了したとき	臨界ホット試験技術部長			
	修理及び改造	第 7 条第 1 項の定めにより臨界技術第 1 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき				
工務第 1 課長	定期事業者検査	第 5 条に定める検査が終了したとき	工務技術部長 臨界技術第 1 課長			
	修理及び改造	第 7 条第 1 項の定めにより工務第 1 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき				
放射線管理第 2 課長	定期事業者検査	第 5 条に定める検査が終了したとき	放射線管理部長 臨界技術第 1 課長			
	修理及び改造	第 7 条第 1 項の定めにより放射線管理第 2 課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業とその使用前事業者検査が終了したとき				
別表第 4 ～ 別表第 7 (省略)				別表第 4 ～ 別表第 7 (変更なし)		
別図第 1 (その 1) ～ 別図第 2 (その 4) (省略)				別図第 1 (その 1) ～ 別図第 2 (その 4) (変更なし)		